

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第57号）等が告示され、令和6年6月1日から適用されること等に伴い、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の一部を下記のように改め、令和6年6月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。また、要介護被保険者等である患者に対する診療報酬の取扱いについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）も併せて参考すること。

なお、下記事項については、こども家庭庁支援局並びに厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部及び老健局と協議済みであるため、念のため申し添える。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

1 保険医が、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する医師（以下「配置医師」という。）である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く。）については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A000の初診料、医科点数表区分番号A001の再診料、医科点数表区分番号A002の外来診療料、医科点数表区分番号B001－2の小児科外来診療料及び医科点数表区分番号C000の往診料を算定できない。

（1） 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第2号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第2号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項第1号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項第1号の規定に基づき、養護老人ホーム（定員111名以上の場合に限る。以下同じ。）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に配置されている医師

（2） 病院又は診療所と特別養護老人ホームが併設されている場合の当該病院又は診療所（以下「併設医療機関」という。）の医師

なお、病院又は診療所と養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に限る。（3）において同じ。）、盲導犬訓練施設、救護施設又は児童心理治療施設が合築又は併設されている場合についても同様の取扱いとする。

（3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師

（4） 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）に配置されている医師

（5） 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第2号の規定に基づき、救護施設（定員111名以上の場合に限る。以下同じ。）に配置されている医師

（6） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第73条第

1 項の規定に基づき、児童心理治療施設に配置されている医師

2 保険医が次の表の左欄に掲げる医師に該当する場合は、それぞれ当該保険医（併設医療機関の医師を含む。）の配置されている施設に入所している患者に対する一部の診療については他給付で評価されていることから、同表の右欄に掲げる診療報酬を算定できない。

保険医	診療報酬
・配置医師（全施設共通）	<ul style="list-style-type: none"><li>・医科点数表区分番号B 0 0 0 の特定疾患療養管理料</li><li>・医科点数表区分番号B 0 0 1 – 2 – 9 の地域包括診療料</li><li>・医科点数表区分番号B 0 0 1 – 2 – 10 の認知症地域包括診療料</li><li>・医科点数表区分番号B 0 0 1 – 2 – 11 の小児かかりつけ診療料</li><li>・医科点数表区分番号B 0 0 1 – 3 の生活習慣病管理料（I）・医科点数表区分番号B 0 0 1 – 3 – 3 の生活習慣病管理料（II）</li><li>・医科点数表区分番号B 0 0 7 の退院前訪問指導料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 1 の在宅自己注射指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 1 – 2 の在宅小児低血糖症患者指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 1 – 3 の在宅妊娠糖尿病患者指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 2 の在宅自己腹膜灌流指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 2 – 2 の在宅血液透析指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 3 の在宅酸素療法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 4 の在宅中心静脈栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 5 の在宅成分栄養経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 5 – 2 の在宅小児経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 5 – 3 の在宅半固体栄養経管栄養法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 6 の在宅自己導尿指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 7 の在宅人工呼吸指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 7 – 2 の在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料</li><li>・医科点数表区分番号C 1 0 7 – 3 の在宅ハイフローセラピー指導管理料</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号C 108の在宅麻薬等注射指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 108-2の在宅腫瘍化学療法注射指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 108-3の在宅強心剤持続投与指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 108-4の在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 109の在宅寝たきり患者处置指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 110の在宅自己疼痛管理指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 110-2の在宅振戦等刺激装置治療指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 110-3の在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 110-4の在宅仙骨神経刺激療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 110-5の在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 111の在宅肺高血圧症患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 112の在宅気管切開患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 112-2の在宅喉頭摘出患者指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 114の在宅難治性皮膚疾患处置指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 116の在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 117の在宅経腸投薬指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 118の在宅腫瘍治療電場療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 119の在宅経肛門的自己洗腸指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 120の在宅中耳加压療法指導管理料</li> <li>・医科点数表区分番号C 121の在宅抗菌薬吸入療法指導管理料</li> </ul>
・指定障害者支援施設の配置医師（生活介護を行う施設に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号B 001の5の小児科療養指導料</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童心理治療施設の配置医師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号 I 002 の通院・在宅精神療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 002-3 の救急患者精神科継続支援料</li> <li>・医科点数表区分番号 I 004 の心身医学療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 006 の通院集団精神療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 007 の精神科作業療法</li> <li>・医科点数表区分番号 I 008-2 の精神科ショート・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 009 の精神科デイ・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 010 の精神科ナイト・ケア</li> <li>・医科点数表区分番号 I 010-2 の精神科デイ・ナイト・ケア</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童心理治療施設の配置医師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医科点数表区分番号 B 001 の 4 の小児特定疾患カウンセリング料</li> </ul>

3 配置医師以外の保険医が、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）、療養介護事業所、救護施設又は児童心理治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者を診療する場合については、次の（1）又は（2）の取扱いとすること。

（1）患者の傷病が配置医師の専門外にわたるものであり、入所者又はその家族等の求め等を踏まえ、入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めがある場合に限り、医科点数表第1章第1部の初・再診料、医科点数表区分番号C 000 の往診料、医科点数表第2章第3部の検査、医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬を算定できる。

（2）（1）にかかわらず、入所者又はその家族等の求めや入所者の状態に応じた医学的判断による配置医師の求めが明らかではない場合であっても、緊急の場合であって、特別養護老人ホーム等の管理者の求めに応じて行った診療については、医科点数表第1章第1部の初・再診料、医科点数表区分番号C 000 の往診料、医科点数表第2章第3部の検査、医科点数表第2章第9部の処置等に係る診療報酬を同様に算定できる。

4 特別養護老人ホーム等に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等に対する診療報酬の取扱いについて、この通知に特に記載がないものについては、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の取扱いに従うこと。

- ・医科点数表区分番号A 001 の再診料の注20及びA 002 の外来診療料の注11に規定する看護師等遠隔診療補助加算

- ・医科点数表区分番号B 0 0 1の9の外来栄養食事指導料
- ・医科点数表区分番号B 0 0 1の11の集団栄養食事指導料
- ・医科点数表区分番号B 0 0 1の13の在宅療養指導料
- ・医科点数表区分番号B 0 0 1－2－3の乳幼児育児栄養指導料
- ・医科点数表区分番号B 0 0 4の退院時共同指導料 1
- ・医科点数表区分番号B 0 0 9の診療情報提供料（I）（注2、注4及び注16に該当する場合に限る。）
- ・医科点数表区分番号C 0 0 1の在宅患者訪問診療料（I）及び医科点数表区分番号C 0 0 1－2の在宅患者訪問診療料（II）

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、医科点数表区分番号C 0 0 1の在宅患者訪問診療料（I）、医科点数表区分番号C 0 0 1－2の在宅患者訪問診療料（II）、医科点数表区分番号C 0 0 2の在宅時医学総合管理料、医科点数表区分番号C 0 0 2－2の施設入居時等医学総合管理料又は医科点数表区分番号C 0 0 3の在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービス利用開始後30日までの間、在宅患者訪問診療料を算定することができる。また、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合、指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）については、以下のアに該当する場合には、それぞれ在宅患者訪問診療料を算定することができる。ただし、看取り加算については、当該患者が介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算（以下「看取り介護加算」という。）のうち、看取り介護加算（II）を算定していない場合に限り算定できる。

ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合

イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 2の在宅時医学総合管理料
- ・医科点数表区分番号C 0 0 2－2の施設入居時等医学総合管理料

ただし、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、医科点数表区分番号C 0 0 1の在宅患者訪問診療料（I）、医科点数表区分番号C 0 0 1－2の在宅患者訪問診療料（II）、医科点数表区分番号C 0 0 2の在宅時医学総合管理料、医科点数表区分番号C 0 0 2－2の施設入居時等医学総合管理料又は医科点数表区分番号C 0 0 3の在宅がん医療総合診療料を算定した保険医療機関の医師（配置医師を除く。）が診察した場合に限り、当該患者のサービス利用開始後30日までの間、施設入居時等医学総合管理料を算定

することができる。また、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合、指定障害者支援施設(生活介護を行う施設に限る。)については、以下のアに該当する場合には、それぞれ施設入居時等医学総合管理料を算定することができる。

ア 当該患者が末期の悪性腫瘍である場合

イ 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 3 の在宅がん医療総合診療料

ただし、看取り加算の取扱いについては、在宅患者訪問診療料の例によること。

- ・医科点数表区分番号C 0 0 5 の在宅患者訪問看護・指導料及び医科点数表区分番号C 0 0 5－1－2 の同一建物居住者訪問看護・指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。また、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している者であって、末期の悪性腫瘍であるものについては、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、医科点数表区分番号C 0 0 5 の在宅患者訪問看護・指導料又は医科点数表区分番号C 0 0 5－1－2 の同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、算定することができる。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 5－2 の在宅患者訪問点滴注射管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 6 の在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料

- ・医科点数表区分番号C 0 0 7 の訪問看護指示料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 7－2 の介護職員等喀痰吸引等指示料

- ・医科点数表区分番号C 0 0 8 の在宅患者訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

- ・医科点数表区分番号C 0 0 9 の在宅患者訪問栄養食事指導料

- ・医科点数表区分番号C 0 1 0 の在宅患者連携指導料

- ・医科点数表区分番号C 0 1 1 の在宅患者緊急時等カンファレンス料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）

- ・医科点数表区分番号C 0 1 2 の在宅患者共同診療料2 及び3

- ・医科点数表区分番号C 0 1 3 の在宅患者訪問褥瘡管理指導料

- ・医科点数表区分番号I 0 1 2 の精神科訪問看護・指導料（特別養護老人ホームの入所者であって認知症の患者以外の患者を除く。また、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している者であって、認知症の患者以外の患者については、当該患者

のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護・指導料を算定した保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算定することができる。)

- ・医科点数表区分番号 I 0 1 2 – 2 の精神科訪問看護指示料（特別養護老人ホームの入所者であって認知症の患者以外の患者を除く。）
- ・診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）区分番号 1 0 の 3 の服薬管理指導料の注14に規定する点数
- ・調剤点数表区分番号 1 3 の 2 のかかりつけ薬剤師指導料
- ・調剤点数表区分番号 1 3 の 3 のかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・調剤点数表区分番号 1 5 の在宅患者訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）
- ・調剤点数表区分番号 1 5 の 2 の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は注10に規定する場合を除く。）
- ・調剤点数表区分番号 1 5 の 3 の在宅患者緊急時等共同指導料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号。以下「訪看告示」という。）別表区分番号 0 1 の訪問看護基本療養費（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるものを除く。また、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している者であって、末期の悪性腫瘍であるものについては、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、訪問看護療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り、算定することができる。）
- ・訪看告示別表区分番号 0 1 – 2 の精神科訪問看護基本療養費（特別養護老人ホームの入所者であって認知症の患者以外の患者を除く。ただし、認知症の患者以外の患者であって、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している患者については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、精神科訪問看護基本療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り、利用開始後30日までの間、算定することができる。）
- ・訪看告示別表区分番号 0 2 の訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・介護職員連携強化加算、専門管理加算及び訪問看護医療DX情報活用加算を含む。）（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）を除く。ただし、その場合であっても、看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）については、当該

患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、訪問看護療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り（精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）においては、利用開始後30日までの間）、算定することができる。）

- ・訪看告示別表区分番号02の訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪看告示別表区分番号03の訪問看護情報提供療養費
- ・訪看告示別表区分番号05の訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）（特別養護老人ホームの入所者であって末期の悪性腫瘍のもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）を除く。）
- ・訪看告示別表区分番号06の訪問看護ベースアップ評価料（特別養護老人ホームの入所者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）を除く。また、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用している者であって、末期の悪性腫瘍であるもの又は精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）については、当該患者のサービス利用前30日以内に患家を訪問し、訪問看護療養費を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り（精神科訪問看護基本療養費を算定できるもの（認知症であるものを除く。）においては、利用開始後30日までの間）、算定することができる。）

5 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号）第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における当該施設に入所している者に対して行った診療については、1及び4による取扱いの対象としない。ただし、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

- ・医科点数表区分番号C005の在宅患者訪問看護・指導料
- ・医科点数表区分番号C005-1-2の同一建物居住者訪問看護・指導料
- ・医科点数表区分番号C005-2の在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ・医科点数表区分番号C007の訪問看護指示料・医科点数表
- ・区分番号I012の精神科訪問看護・指導料
- ・医科点数表区分番号I012-2の精神科訪問看護指示料
- ・訪看告示別表区分番号01の訪問看護基本療養費
- ・訪看告示別表区分番号01-2の精神科訪問看護基本療養費
- ・訪看告示別表区分番号02の訪問看護管理療養費（24時間対応体制加算、特別管理加算、退院時共同指導加算、退院支援指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、看護・

介護職員連携強化加算、専門管理加算及び訪問看護医療DX情報活用加算を含む。)

- ・訪看告示別表区分番号02の訪問看護管理療養費（在宅患者連携指導加算を算定する場合に限る。）
- ・訪看告示別表区分番号03の訪問看護情報提供療養費
- ・訪看告示別表区分番号05の訪問看護ターミナルケア療養費（遠隔死亡診断補助加算を含む。）

- 6 指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する自立訓練（機能訓練）を行う施設及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設については、5ただし書を準用する。
- 7 特別養護老人ホーム等の職員（看護師、理学療法士等）が行った医療行為については、診療報酬を算定できない。ただし、特別養護老人ホーム等に入所中の患者の診療を担う保険医の指示に基づき、当該保険医の診療日以外の日に当該施設の看護師等が当該患者に対し点滴又は処置等を実施した場合に、使用した薬剤の費用については、医科点数表第2章第2部第3節薬剤料を、使用した特定保険医療材料の費用については、同部第4節特定保険医療材料料を、当該患者に対し使用した分に限り算定できる。また、同様に当該看護師等が検査のための検体採取等を実施した場合には、同章第3部第1節第1款検体検査実施料を算定できる。なお、当該保険医の診療日以外の点滴又は処置等を実施する場合に必要となる衛生材料等についても、指示を行った当該保険医の属する保険医療機関が当該施設に提供すること。これらの場合にあっては、当該薬剤等が使用された日及び検体採取が実施された日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 8 保険医が、特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療を行った場合は、診療報酬明細書の欄外上部に、施又は（施）の表示をすること。また、特別養護老人ホーム等に入所中の患者に対して、往診して通院・在宅精神療法又は認知療法・認知行動療法に係る精神療法を行った場合には、当該精神療法が必要な理由を診療録に記載すること。
- 9 各都道府県知事は、別紙様式により、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めること。ただし、指定障害者支援施設のうち、5に該当する施設については不要とする。

社援発 0315 第 42 号  
老発 0315 第 10 号  
令和 6 年 3 月 15 日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」  
の一部改正について

標記については、平成 29 年 9 月 29 日付社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」により通知したところであるが、社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

なお、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

別紙 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所所管大臣が定める基準等」について（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号、老発 0929 第 2 号厚生社会・援護局長、老健局長連名通知）（抄）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準について</p> <p>次のいづれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過した者</p> <p>② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過していない者であって、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準において職員等とみなすこととした者</p> <p>③ 日本語能力試験の N 2 又は N 1 (平成 22 年 3 月 31 日までに実施された審査にあっては、2 級又は 1 級) に合格している者ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること</p> <p>イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること</p>	<p>第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて</p> <p>1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて</p> <p>次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。</p> <p>① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から 6 月を経過した者</p> <p>(新設)</p> <p>② 日本語能力試験の N 2 又は N 1 (平成 22 年 3 月 31 日までに実施された審査にあっては、2 級又は 1 級) に合格している者</p>

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生（支）局長

殿

社援発 0929 第 4 号  
老発 0929 第 2 号  
平成 29 年 9 月 29 日

[一部改正]

平成 31 年 3 月 29 日  
社援発 0329 第 28 号  
老発 0329 第 4 号

[一部改正]

令和 2 年 12 月 18 日  
社援発 1218 第 3 号  
老発 1218 第 1 号

[一部改正]

令和 3 年 6 月 30 日  
社援発 0630 第 3 号  
老発 0630 第 2 号

[一部改正]

令和 5 年 4 月 1 日  
社援発 0401 第 1 号  
老発 0401 第 2 号

[一部改正]

令和 6 年 3 月 15 日  
社援発 0315 第 42 号  
老発 0315 第 10 号

厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法

務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっているところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という。）が別添のとおり本日付けで告示され、本年11月1日から適用することとされている。

については、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、ご了知願いたい。また、各自治体におかれでは、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

## 記

### 第一 技能実習計画の認定の基準

#### 一 技能実習の内容の基準

##### 1 技能実習生について

###### （1）同等業務従事経験等（規則第10条第2項第3号示）

規則第10条第2項第3号示に規定する「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、次に掲げる者が該当すること。

- ・ 外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国の政府による介護士認定等を受けた者

###### （2）日本語能力要件（告示第1条第1号）

① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN3、N2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ J.TESt実用日本語検定（株式会社語文研究社が実施するJ.TESt実用日本語検定をいう。以下同じ。）のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TESt実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語N A T—T E S T（株式会社専門教育出版が実施する日本語N A T—T E S Tをいう。以下同じ。）の4級、3級、2級又は1級に合格している者
  - ・ 介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。）に合格している者
  - ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（独立行政法人国際交流基金が実施する、国際交流基金日本語基礎テストをいう。）に合格している者  
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。
- ② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 日本語能力試験のN 2又はN 1に合格している者
  - ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
  - ・ J . T E S T実用日本語検定のD-E レベル試験において500点以上取得している者又はA-C レベル試験において600点以上取得している者
  - ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ . T E S T実用日本語検定のA-D レベル試験において400点以上取得している者
  - ・ 日本語N A T—T E S Tの3級、2級又は1級に合格している者
  - ・ 介護のための日本語テストに合格している者  
なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

## 2 入国後講習について（告示第1条第2号）

### （1）日本語科目（告示第1条第2号イからハまで）

- ① 告示別表第一及び別表第二の中欄に掲げる教育内容に含まれる事項は次のとおりであること。
- ・総合日本語：①文法（文の文法、文章の文法）、②語彙（文脈規定、言い換え類義、用法）、③待遇表現、④発音、⑤正確な聞き取り、⑥話題に即した文作成
  - ・聴解：①発話表現、②即時応答、③課題理解、④ポイント理解、⑤概要理解
  - ・読解：①内容理解、②情報検索
  - ・文字：①漢字読み、②表記
  - ・発音：①拍、②アクセント、③イントネーション
  - ・会話：①場面に対応した表現、②文末表現
  - ・作文：①文章構成、②表現方法
  - ・介護の日本語：①からだの部位等の語彙、②介護の場面に応じた語彙・声か

け

- ② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において日本語教育に関する科目的単位を26単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ・ 学士の学位を有する者であって、日本語教育に関する研修で適當と認められるもの（420単位時間（1単位時間は45分以上とする。）以上の課程を有するものに限る。）を修了したもの
  - ・ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院に相当する海外の大学又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
  - ・ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学（短期大学を含む。）又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）しているもの

(2) 技能等の修得等に資する知識の科目（告示第1条第2号ニ、ホ）

- ① 告示別表第3の中欄に掲げる教育内容に含まれるべき事項は次のとおりであること。
- ・介護の基本I・II：①介護の基本I（介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援）、②介護の基本II（からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解（老化の理解、認知症の理解、障害の理解））
  - ・コミュニケーション技術：①コミュニケーションの意義と目的、②コミュニケーションの基本的技法、③形態別コミュニケーション
  - ・移動の介護：①移動の意義と目的、②基本的な移動の介護（体位変換、移動（歩行、車いす移動等））、③移動介助の留意点と事故予防
  - ・食事の介護：①食事の意義と目的、②基本的な食事の介護、③食事介助の留意点と事故予防

- ・排泄の介護：①排泄の意義と目的、②基本的な排泄の介護（ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等）、③排泄介助の留意点と事故予防
  - ・衣服の着脱の介護：①身じたくの意義と目的、②基本的な着脱の介護、③着脱介助の留意点と事故予防
  - ・入浴・身体の清潔の介護：①入浴・身体の清潔の意義と目的、②基本的な入浴の介護（特殊浴槽、チェア一浴、一般浴槽等）、③入浴以外の身体清潔の方法（足浴・手浴、身体清拭）、④褥瘡の予防、⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防
- ② 技能等の修得等に資する知識の科目の講義の講師について、告示第1条第2号ホに規定する「その他これと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者
  - ・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者
  - ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者
  - ・社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第2条第2号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者
- (3) 時間数の免除

- ① 告示第1条第2号イ、ロ及びニに規定する「時間数の一部を免除することができる」とは、技能実習制度本体の取扱と同様、入国前講習（規則第10条第2項第7号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。）において、入国後講習で行うこととされている日本語科目又は技能等の修得等に資する知識の科目の講義に相当するものが行われ、その時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の2分の1以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の2分の1を上限として免除することができるものであること。

教育内容ごとの時間数についても、入国前講習において行ったそれぞれの科目の講義における教育内容ごとの時間数を上限として、入国後講習において、告示で定める時間数の全部又は一部を免除することができるものであること。

② 入国前講習において行われた日本語科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、次のア又はイに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

ア 告示第1条第2号ハに掲げる者

イ 海外の大学を卒業又は海外の大学院の課程を修了した者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教員の職を離れていないもの

③ 入国前講習において行われた技能等の修得等に資する知識の科目の講義が、入国後講習で行うこととされている当該科目の講義に相当するものと認められるためには、告示で定める教育内容について、告示第1条第2号ホに掲げる者が講義を行うことが必要であること。

## 二 技能実習を行わせる体制について（告示第2条）

### 1 技能実習指導員について（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

### 2 技能実習を行わせる事業所について（告示第2条第3号イ）

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。具体的には（別紙1）のとおりであること。

### 3 夜勤業務等について（告示第2条第5号）

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

## 第二 監理団体の業務の実施に関する基準（告示第5条）

告示第5条第1号ロに規定する「イに掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有するもの
- ・ 介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経

## 験を有する者

- ・ 介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者  
告示第5条第1号に定める要件を満たす技能実習計画作成指導者については、常勤・非常勤であるかは問わないものであること。

## 第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

### 1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過していない者であって、事業者が、当該者の日本語の能力及び指導の実施状況並びに事業所の管理者、実習責任者等の意見等を勘案し、配置基準において職員等とみなすこととした者
- ③ 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級）に合格している者

ただし、②に該当する者を配置基準において職員等とみなす場合は、次のア及びイを満たすこと。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること
- イ 安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

## 第四 その他

介護職種における技能実習生の受入れに当たっては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）の施行後において同法第54条第1項に規定する事業協議会への移行が想定される「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」において、（別紙2）のとおり、「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」が策定されているので、これを踏まえ、介護職種の技能実習を適正に実施するための取組みをさらに推進されたい。

## 運営指導における不適正事項等

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
<b>【人員基準】</b> ○機能訓練指導員が配置されていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 131 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員が 1 以上配置されていない。</li> </ul>
<b>【設備基準】</b> ○居室内のブザー又はこれに代わる設備が外されている。	(平 18 厚労省令第 34 号第 160 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコールを外して、使用できないようしている。</li> </ul>
<b>【運営基準】</b> ○要介護認定の更新申請の援助が遅れている	(平 18 厚労省令第 34 号第 157 条において準用する第 3 条の 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の要介護認定の有効期間が終了してから更新申請の援助を行っている。</li> </ul>
○運営推進会議の運営が基準を満たしていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 157 条において準用する第 85 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね 2 月に 1 回以上開催されていない。</li> <li>・議事録が公表されていない。</li> </ul>
○入所者の被保険者証に必要事項を記載していない	(平 18 厚労省令第 34 号第 135 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に入所の年月日、入所施設の種類・名称を、退所時に退所年月日を入所者の被保険者証に記載していない。</li> </ul>
○地域密着型施設サービス計画の見直しが検討されていない	(平 18 厚労省令第 34 号第 138 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者が要介護認定の更新を受けているにもかかわらず施設サービス計画の見直しが検討されていない。</li> </ul>
○入所者等の秘密保持のための措置が不十分	(平 18 厚労省令第 34 号第 153 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者又は従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者等から誓約書を得ているが、誓約書がとられていない従業者がいる。</li> </ul>

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
○事故発生防止のための措置が不十分	(平18厚労省令第34号第155条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の防止のための指針が整備されていない。</li> </ul>
○事故発生時の対応が不十分	(平18厚労省令第34号第155条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者に対するサービスの提供により事故が発生し受診した場合等で、市に事故報告を行っていない。</li> </ul>
○褥瘡予防のための対策が不十分	(平18厚労省令第34号第163条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・褥瘡対策のための指針が整備されていない。</li> <li>・褥瘡対策チームに栄養士がいない。</li> </ul>
○入所者預り金の管理について入所者の同意書がない	(平18厚労省令第34号第165条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の日用品費の支払等のため、預り金の管理を行っているにもかかわらず入所者の同意書がない。</li> </ul>
○身体的拘束等の適正化のための対策が不十分	(平18厚労省令第34号第165条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束等を行う場合に必要な記録がない。</li> <li>・身体的拘束等の適正化の研修を年2回以上、新規採用時に実施されていない。</li> <li>・指針に必要な項目が不十分。</li> <li>・身体拘束を行う場合の同意書に身体拘束の期限が定められていない。</li> </ul>
○ユニットごとに常勤のユニットリーダーがいなかつた	(平18厚労省令第34号第167条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あるユニットのリーダーが、他のユニットリーダーを兼務していた。</li> </ul>
○ユニットケアリーダーケア研修を受講したユニットリーダーがいなかつた	(平18厚労省令第34号第167条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットケアリーダー研修を受講した職員が1名しかいない。</li> </ul>
【介護報酬基準】 ○看護体制加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定に必要な数の看護職員の配置がない月に加算を算定している。 (I) 常勤の看護師が1名以上配置され</li> </ul>

不適正事項	根拠法令	具体的な内容
○退所時相談援助加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	ず、准看護師のみの配置となっている。 (Ⅱ) 看護職員が常勤換算方法で2名以上の配置となっていない。 ・退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村等に、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供していない。
○個別機能訓練加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	・個別機能訓練に関する記録に、実施時間及び実施内容が記録されていない。
○看取り介護加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	・常勤の看護師が1名以上配置されず、准看護師のみの配置となっているのに加算を算定している。 ・入所の際に、入所者又はその家族に対して見取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ていない。
○口腔衛生管理加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	・口腔衛生の管理を月2回以上行っていないにもかかわらず加算を算定している。 ・「口腔衛生管理に関する実施記録」を保管していない
○療養食加算が適正に算定されていない	(平18厚労省告示第126号別表の7)	・提供する療養食が基準に適合（減塩食について総量6.0g未満等）していない日にについて加算を算定している。

#### 【その他注意点】

- ・従業者が事業所内や併設の複数の事業所間で兼務している場合に、辞令書等による各事業所への配置及び職種の位置づけがない。

- ・ 感染症対策委員会や事故発生の防止のための委員会の出席状況が悪い。
- ・ インターネット上の情報を印刷したものや、資料のコピーをマニュアルとしており、事業所の実態に即したマニュアルが作成されていない。
- ・ 介護計画に位置づけたサービスの実施状況が、介護記録から読み取れない。
- ・ 清潔なものと不潔なもの（使用済みオムツ等）が分別管理されていない。
- ・ 各種加算の算定要件を十分に確認しないまま、加算を算定している。
- ・ 同意を得た記録がないなど、加算の算定要件が記録上確認できない。

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

Vol. 1 = 令和6年3月15日  
Vol. 3 = 令和6年3月29日  
Vol. 5 = 令和6年4月30日  
Vol. 7 = 令和6年6月7日

Vol. 2 = 令和6年3月19日  
Vol. 4 = 令和6年4月18日  
Vol. 6 = 令和6年5月17日

【訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

Vol. 1 問 17 認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

（答）

- ・ 現時点では、以下のいずれかの研修である。
  - ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
  - ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
  - ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
- ・ ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問29は削除

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

### Vol. 1 問 18 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

(答)

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。
- ・ 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。
- ・ これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

(注) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第二1(7)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項についての制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発0317001号、老振発0317001号、老老発0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）別紙1第二1(6)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について及び指定地域密着型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号、老振発0331005号、老老発0331018号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）第二1(12)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法についての記載を確認すること。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問30は削除する。

※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問32は削除

## ○ 認知症専門ケア加算、認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

### Vol. 1 問 19 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方如何。常勤要件等はあるか。

(答)

- ・ 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。
- ・ なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問31は削除する。

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

Vol. 1 問 20 認知症専門ケア加算（Ⅱ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。

（答）

認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問32は削除する。

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

Vol. 1 問 21 認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

（答）

- ・ 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。
- ・ 従って、認知症専門ケア加算（Ⅱ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅱ）については、加算対象となる者が20名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1名の配置で算定できることとし、通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算については、当該者を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名の配置で算定できることとなる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問33は削除する。

○ 認知症専門ケア加算、認知症加算

Vol. 1 問 22 例えば、平成18年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。

（答）

本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 4）（令和3年3月29日）問34は削除する。